

議案第 97 号

指定管理者の指定について（古法華自然公園研修施設）

次の者を古法華自然公園研修施設の指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 3 日提出

加西市長 西 村 和 平

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

古法華自然公園研修施設

加西市東剣坂町 1345 番地の 2

2 指定管理者

加古川市西神吉町宮前 711 番地の 2

株式会社 清光社

3 指定期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

(審議資料)

古法華自然公園研修施設の指定管理者の指定につき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- (1) 指定管理者 株式会社 清光社
- (2) 所在地 加古川市西神吉町宮前 7 1 1 番地の 2
- (3) 指定期間 5 年間（平成 3 1 年 4 月 1 日～平成 3 6 年 3 月 3 1 日）
- (4) 指定管理料 3 9, 5 2 0, 0 0 0 円（5 年間：税込）
- (5) 会社の事業 建物総合管理業、ビル清掃業、労働者派遣事業等
- (6) 指定管理実績 加西市（古法華自然公園研修施設、玉丘史跡公園）、
三田市（淡路風車の丘、心道会館）、高砂市（青年の家）
- (7) 審査結果

審 査 項 目	配 点	㈱清光社
1.施設設置目的の達成について	10 点	7.1
2.市民の平等利用の確保と市民サービスの向上について	10 点	7.1
3.施設の効用の最大化と管理経費の縮減について	10 点	5.9
4.施設の維持管理について	10 点	5.0
5.施設を管理運営する組織体制について	10 点	4.1
6.自主事業について	10 点	5.0
7.提案金額の比較について	30 点	24.3
8.その他	10 点	5.9
合計	100 点	64.4
インセンティブ加点 (H28・29 評価)	-5～+10	0
総合評価		64.4